

第6回 横断的課題検討部会 議事録

1 日 時 平成28年12月16日（金）12:30～12:50

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（部会長）、北村 行伸（部会長代理）、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣
官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労
働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省
大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイ
バーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計
部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、上田次長、阿向次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官、澤村統計審
査官

4 議 事

（1）学術・民間データの活用について

（2）その他

5 議事録

○西村部会長 それでは、ただ今から第6回横断的課題検討部会を開催いたします。

本日用意されている資料について、事務局から簡単に説明してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容と併せて確認
させていただきます。

本日は、議事の（1）として、学術・民間データの活用について今後の整備方針を御議
論いただきたいと思います。資料は「資料 学術・民間データの活用について（案）」に
なります。

私からの説明は以上です。

○西村部会長 それでは、議事に入ります。学術・民間データの活用についてです。前回

の部会で確認したとおり、本日議論いただくために、事務局に、各府省における調査票情報の提供状況と研究成果の把握状況、それを踏まえた研究成果等の活用方法のたたき台を用意してもらいましたので、事務局から説明をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、「資料 学術・民間データの活用について（案）」を御覧ください。まず、現状ですが、統計法第33条第2号の規定に基づく調査票情報の提供については、毎年300件程度で、府省別では厚生労働省が180件程度、総務省が50件前後となっております。この詳しい内訳につきましては次のページに付けておりますので、それを御覧いただければと思います。

次に、研究成果等の報告状況ですが、現在の統計法では研究成果等の公表は求めておりません。運用に関するガイドラインでは報告様式の定めはあるのですが、必要に応じて資料を添付するとしておりますが、研究成果等の情報については指定しておりません。そのため、研究者によってかなり詳しく書いてこられる研究者もあれば、論文の名前もないような報告書もあるということで、まちまちになっております。

そういう現状がありますので、今後の方針としましては、統計法第33条第2号の規定に基づき調査票情報を受けた研究成果等は、公共財としての統計情報として考え、国・自治体等が利用できるようにするため、以下のように取り扱うこととしたいと思っております。まず1つは、調査票情報の提供を受けた者は、以下の事項を統一事項として報告するというので、研究成果等の公表の有無、研究成果の情報を政府のホームページから閲覧可能にする可否、研究成果等の公表形態、タイトル名、氏名、公表年月、公表元、URL情報、これはグラフやデータの基である集計データの情報も含まれます。総務省政策統括官室は各府省が報告を受けた情報を取りまとめてホームページ上に掲載するというので、それは法施行状況報告に合わせて政策統括官室へ報告して、政策統括官室は閲覧可能な情報を整理してホームページに掲載する。それを各府省のホームページやe-Statにリンクを貼るという形を考えております。来年3月に法施行状況報告を提出することになっておりますが、その時点で実施するべく準備を進めようと考えております。

以上です。

○西村部会長 ただ今の説明についての御質問や御意見等があればお願いしたいのですが、その前に実はこれ、不十分なので、私の考えを少し述べます。

事務局から、理念として調査票情報の提供を受けた研究成果は公共財としての統計情報であるという説明がありました。全くそのとおりですが、その理念に基づくのならば、そもそも調査票情報という公共財を利用した研究成果もまた当然公共財と考えるのはしかるべきだと思います。そういうふうに考えますと、この点線の枠内に書いてある部分のところは少し弱いと思っています。したがって、そもそも調査票情報の提供を受ける際の条件として、研究成果の公表、それから報告を原則化すべきであろうと考えます。これは原則です。あくまでももちろん、例えばお医者さんが患者の情報を使う時に、そういうものを公表してしまったら大変なことになりますから、そういうものは公表しないということはもちろんありますが、しかし、これは原則として公表し、公表しない場合にはそれについての説明を求め、そしてかつ、それについて、もしできれば審査をするなり何なりすると

いう形にすべきだろうと思っています。

具体的にこの案についてどこを変えるかといいますと、資料の「今後の方針案」の点線括弧の最初の丸を次のように修正したいと思っています。つまり、「調査票情報の提供を受けた者は」、次が修正するところですが、「研究成果等の公表・報告を原則」とし、「以下の事項を統一報告事項として報告する」という形にしたいと思っています。この修正に基づいて事務局に運用を考えていただきたいと思います。具体的な運用は、これだけではなかなか難しいので、もう少し具体的な形にしていかなければいけませんし、ホームページをどういう形にするのか、それからどの部分まで報告を求めるのかというようなことは決めていかなければいけないわけですが、基本的にはそういう形にしたいと思っています。

この私の指摘を含めて、御意見等はいかがでしょうか。

どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 ありがとうございます。今の委員長の御意見、私、全く賛成です。それから、大きな流れとしてここに出されている案に全く賛成ですが、もし委員長の御発言がなかったら私も申し上げたいことが2点ほどございましたので、付け加えさせていただきます。

実は私はこの最後の、一番下の枠囲みの方針案に書いてある上の2行部分、公共財としての統計情報として考えていること自体は全く賛同するのですが、実はもう1個、統計法の枠組みとか公的統計の枠組みと離れた観点からも重要なことだと思います。それは何かというと、ここでデータの提供を受けてやっておられる研究は、例えば科研費を受けているとか、実は公的資金が入って公的な研究であるものがほとんどです。民間企業で、例えば自分の会社のマーケティングに使っているようなことはないわけです。そういう意味では、やっぱり今委員長がおっしゃったとおり、研究成果を公表するのは原則としていただく。ただし、委員長がおっしゃったように、個人のプライバシーとかいうものと抵触するものは例外として扱っても、それはそれで良いわけですが、やはりそういう研究者自身にも研究の公共性ということを理解してもらうようなメッセージを、統計委員会から、あるいは統計部局から利用者に対して発していくということをしないと、なかなかこれは協力を得られないかと思うので、今、委員長がおっしゃったような修正の方向は全く大賛成というのが1点です。

それから、もう1点申し上げたいと思います。少し別の観点ですが、そういう意味で、今の状況だと多分研究者から、例えば中には渋る方もおられるわけで、そういう中でこういう情報を集めていくのは各府省も大変だろうと思うのですが、是非そこは積極的に動いていただくとともに、せつかく集めた情報は一覧性を持っていくようにしていただきたい。それから、できることならば、これが集まったら検索できるようにしてほしいという要望があります。今すぐこれをやってくださいといったら皆さんパンクされるかもしれませんが、情報はあそこにありますというのを確認するのは第1段階で、私は第1段階はこれで良いと思いますが、もう1段階先の一覧性を持たせるとか、検索機能で何か出来るとか、そこまでを目指していただくのをもう少し高いゴールとして持っていただけたらありがたいと思って、これが2点目のお願いということです。

以上です。

○西村部会長 分かりました。他に。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 時間が限られていますので、短く言いたいと思います。「研究成果等の公表・報告を原則とし」という場合に、研究ですから、必ずしも調査情報を受けてもうまくいかない場合もありますので、その場合は公表できなかつたり、研究成果が出なかつたりするケースもあるので、その「原則とし」というのはそういうことを含むと理解しておいてよろしいですか。

○西村部会長 そうです。

○宮川委員 はい。

○西村部会長 それはそのとおりで、これは時間が書いていないのですが、そもそも役所はどうも年度で回るので、それで次の年度に出せというようなことをしたら誰も何も出せないという形になってしまいますので、ある程度時間の余裕を持たせるなり何なりで、そういう形で。それはそれなりに役所側には負担にはなるのですが、一遍作ってしまえばさほど大変ではないと思います。

それから、検索機能ですが、曖昧検索がいろいろできるようになっていますから、グーグルの曖昧検索を使うなり、純日本風でいえば Namazu の曖昧検索を使うなり、そういうようなものを使って作るということは可能ではないかと思います。今度の場合は曖昧検索でないとなかなかヒットしないと思うので、そういうものは考えていかなければいけないと思っています。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 今のお話ですけども、内閣府でオープンサイエンスとかオープンデータとかいうことを議論していますし、文部科学省もいろいろな学術の成果を公表するということが毎回のようにならされているわけですので、もう少し大きな枠の中で学術・民間データの活用の成果として公表していくという、統計委員会の議論だけにとどまらずに、他のところの省庁の動きとも関連したような形で出していくと良いのではないかと思います。

○西村部会長 ありがとうございます。それはこの「背景」のところにつけ加えれば良いですか。今のところは非常に重要な点なので、そうしていきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

では、この資料は先ほどのいろいろな御指摘を反映して修正した上で、今後は研究者の研究成果を幅広く有効に活用するというこのために、研究成果の必要な情報を収集し、閲覧可能な環境を整えていく形にしていきたいと思います。事務局は環境整備に向けて迅速な取組をお願いいたします。

以上で、本日予定された議事が終了しましたので、本日の部会はこの辺りまでとさせていただきます。

最後に、次回の横断的課題検討部会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の横断的課題検討部会は、1月27日金曜日に開催する統計委員会、基本計画部会終了後に開催する予定です。具体的な時間、場所も含め詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村部会長 それでは、以上をもちまして、本日の横断的課題検討部会を終了いたします。非常に長い間、どうもありがとうございました。